

## 滋賀県環境審議会環境企画部会（第1回）におけるご意見等

種別	委員名	意見の内容	事務局の考え方・対応	答申への反映
配慮書	松井委員	配慮書では「既存資料を基に実施する」を原則とされているが、既存資料がないものについては、特に新たに資料を得るようなことを義務付けないのか。	環境省の基本的事項の中で、「重大な環境影響を把握する上で必要な情報が既存資料で得られない場合は、専門家等の知見の収集を行う。それらによっても情報が得られない場合には現地調査、踏査等を行う」となっている。	1 計画段階配慮手続き イ 調査の手法
配慮書	菊池委員	基本的に現地調査をしないと、なかなかその情報が有効かどうかということを判断できないと思うが、そのあたりの考えを聞きたい。	方法書以降の手続き後については、事業内容がかなり詰まってきたため、現地調査などを行うことがかなり有効であるが、配慮書については、事業計画の熟慮が非常に低いため、国では配慮書における検討、調査と、それ以降の手續における検討、調査とで一定の差をつけた形で制度を計画をしているところ。 現地調査にはかなり費用が掛かることから、事業者が現地調査を実施してしまうと、計画を中止することは困難となる。今回、前段階でできるだけ既存資料を基に実施いただくことで、事業者が非常に配慮しやすくなるであろうということで、この配慮書の手続きが設けられたものと考えている。	1 計画段階配慮手続き イ 調査の手法
配慮書	占部委員	配慮書は複数案を検討することだが、位置が1カ所しか想定できない場合はどういう対応をするのか。	「主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という）における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならない」というようになっており、「一又は二以上」ということで、環境省の意図としては、できるだけ複数案を検討するものとされている。 今までの、方法書の段階からの手続きでは、既に事業区域や事業規模は全てが決定されてからになるため、環境配慮がしにくいという形で進められていたが、これに対して、配慮書手続きはかなり大まかな段階で環境配慮がなされることになるため、環境配慮が非常にしやすいものになっている。 「一又は二以上」とされていることから複数案がない場合も考えられるが、実際には、その一つの家であったとしても、環境への影響が回避されているのか、保全対策はどのように取るのかというところを審査することになると考えている。	1 計画段階配慮手続き ウ 複数案の検討
配慮書	占部委員	場所が1カ所の場合でも、ごみ焼却の処理量などを含めて、組み合わせとしては複数案にする必要があるのではないか。	環境省から示されている基本的事項の中では、単一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が回避、低減されているかについて評価を行うとされていることから、単一案のみの設定も想定はされている。 焼却場については、特にその事業の位置は複数案をあげにくいことは考えられるが、その他の焼却方法等は幾つかの案をあげていただくことになると考えられる。	1 計画段階配慮手続き ウ 複数案の検討

## 滋賀県環境審議会環境企画部会（第1回）におけるご意見等

種別	委員名	意見の内容	事務局の考え方・対応	答申への反映
配慮書	澤会 森部長	最初から事業者が「単一案しかありません」と申し出た場合には、実質的に戦略アセスをしなくても済むことになる可能性がある。そういうことにならないように、何か担保する方法というのも考えておいたほうが良い。	環境省の基本的事項の中で、「複数案を設定しない場合はその理由を明らかにする。位置、規模に係る複数案を検討するように努める。そして重大な影響が回避、低減のために配置、構造に係る複数案の検討が重要となる場合があることに留意する。現実的である限り、当該事業を実施しない案、ゼロオプションを含めるよう努める」とされている。	1 計画段階配慮手続き ウ 複数案の検討
配慮書	原員 笠委	法の第2種事業で配慮書はつくらないとしたものを、条例でつくらせるとのことだが、その配慮書は一体どこへ提出するのか。知事か、国に提出するのか。	法の第2種事業については、配慮書の手続きが、事業者の任意とされている。今回、県の条例では、より小さな規模の事業についても、この配慮書の手続きをしようとしている。こうしたことから、今回の条例の中で、第2種事業で配慮書の手続きをしなかったものについては、条例で配慮書の手続きをするということをして位置付けることとした。これは法律ではなく条例での規定であるため、事業者は条例の手続きにより知事等に配慮書を提出することになる。 環境省からの通知により、配慮書手続きを行わないこととした第2種事業を実施しようとする者に対し、条例により配慮書手続きを課すことについては法に抵触しないとされているところであり、県の条例で、第2種事業も配慮書手続きの対象にしたいと考えている。	1 計画段階配慮手続き エ 対象とする事業
電子化	原員 笠委	新しく導入される電子縦覧の導入は、縦覧する時だけに電子化するのか、それとも、意見を述べる時にこの電子媒体で意見を述べるのが可能なのか。	縦覧について電子化することとしている。電子メールによる意見の提出等については、今回、法で規定されなかったため、条例では規定しない。 準備書はこれを実際に縦覧している県や市の事務所等に出向いて見ることになっていたが、非常に分厚く、なかなか見にくいいため、誰もが見ることでできるよう電子縦覧を導入したい。	2 環境影響評価図書のインターネット等による公表
実施計画書の名称	原員 笠委	法では方法書、条例では実施計画書というが、法律と全く同じものであれば、実施計画書は方法書にしたほうが、アセスを担当する者から見れば分かりやすい。	今回条例改正を期に、法と名称を合わせて「方法書」とする。 名称が異なっていた経緯は次のとおりであるが、配慮書手続きの導入に伴い、実施計画書の手続きを独自の名称としておく必要がなくなった。 アセス法、県アセス条例が平成9年、平成10年にできる前は、国は閣議決定に基づくアセス、県も要綱に基づくアセス制度を運用していた。閣議アセスは準備書からのスタートだったが、滋賀県では先駆けて「実施通知書」という手続きを行っていた。その後法律が方法書の手続きを導入したが、県の条例の実施計画書には事業場所の選択、レイアウトの設定その他環境の見地から行われた考慮の内容等、法の方法書にはない独自項目を記載させることとしており、法と内容が異なる。そのため、名称を同じすることはせず、「実施通知」を生かした名称とした。なお、今回の改正により独自項目は削除し、法と同一の手続きとした。	3 実施計画書の名称

## 滋賀県環境審議会環境企画部会（第1回）におけるご意見等

種別	委員名	意見の内容	事務局の考え方・対応	答申への反映
その他	笠原委員	アクセスを逃れるために要件面積未満で細切れで宅地造成等を行い、トータルでは要件面積を超えることがあるが、そういった事業について滋賀県はどのように考えているのか。	開発の事前協議の手続きにおいて、小規模であるが大規模開発の余地があるという場合については、事前にアクセスの必要性について協議するよう意見を付けている。10年程度先を目途に大きな開発が行われる可能性があるものは、そのあたりを配慮してアクセスの手続きをするよう協議しているところ。 また、「複合事業」を条例第2条に位置付けており、例えば宅地とレクリエーション施設とが一体として大規模に実施される場合は条例の対象事業としている。	-
その他	菊池委員	アクセスでは一般的に環境影響を低減する、負荷を削減するという観点からのみ検討されることが多いが、今はもう技術的に再生に寄与できるような場合はそうすることが一般的になりつつある。再生に寄与できるような技術を推進できるよう、ぜひ行政としても考えていただきたい。	再生に寄与する技術の推進、持続可能については、技術指針の中では、水質や大気、騒音というものに加えて、温室効果ガスなども項目として入れているところで、できるだけエネルギーを使わないということも評価の対象としているところ。	-
その他	笠原委員	「環境保全措置等の結果の報告・公表」の考え方について、事業によって、工事の終わった段階で終了というものもあり、事業継続の場合には継続的に監視が必要な場合もあるが、県ではどのような考え方をしているのか。	「環境保全措置等の結果の報告・公表」は、今回、法の手続きに新たに位置づけられたが、条例では、既に事後調査という手続きを位置づけている。 生物などは移植したときに根付くかどうかなど、ある程度時間をかけて見ていく必要があるため、実際供用されてからも数年間は事後調査をしていただき、公告・縦覧を行っている状況となっている。	-